

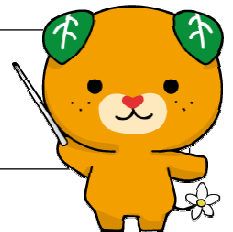
愛媛県特定業務職員 看護師・准看護師（会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム））  
採用試験案内  
〔愛媛県立子ども療育センター〕

令和6年6月1日  
愛媛県立子ども療育センター

愛媛県特定業務職員の看護師・准看護師採用のための試験を次のとおり行います。

- 試験日 随時
- 受付期間 随時
- 試験会場 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- 採用予定日 令和6年7月1日以降随時

●県での任用実績にかかわらず、何度でも採用試験に応募できます。



### 1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
特定業務職員（看護師・准看護師） 地方公務員法第22条の2第1項 の会計年度任用職員	5人程度	愛媛県立子ども 療育センター	肢体不自由児、 重症心身障がい児 者等の看護業務に 従事します。

※ 採用予定人員はフルタイム・パートタイムの合計です。

### 2 受験資格

- (1) 看護師又は准看護師の免許を有する者
  - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- ※ 愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことがある方も受験できます。

### 3 試験の方法等

試験種目	配点	試験の内容
面接試験	150点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

※ 一定の基準に満たない場合には、不合格となります。

### 4 試験の日時、場所

- (1) 試験日 随時
- (2) 試験実施場所 愛媛県立子ども療育センター（東温市田窪2135番地）
- (3) その他 試験日などは、個別に日程調整のうえ、お知らせします。

### 5 受験申込み方法

次のとおり、書類を直接持参又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。

#### (1) 受付期間

随時

#### (2) 申込方法

履歴書を下記応募先へ提出してください。

- 市販の用紙（A4判又はA3判・二つ折り）を使用のこと

- 最近6ヶ月以内に撮影した写真を添付のこと
- 添付写真又は氏名の上の空白部分に試験区分「看護師・准看護師」を明記すること
- 看護師又は准看護師の免許の取得日を必ず記載のこと

応募先	応募先の住所
愛媛県立子ども療育センター 事務局	〒791-0212 東温市田窪 2135 番地

## 6 採用

試験合格者は、令和6年4月1日以降に採用されます。（合格の有効期限は、令和7年2月末まで）

## 7 採用後の勤務条件（この案内のほか、ハローワークの求人票も確認願います）

### (1)任用期間

1 会計年度（令和6年4月1日（または同日以後に採用された日）～令和7年3月31日）。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（令和6年度中に採用された方は最長で令和9年3月31日まで）。

※ その後も公募による採用試験を受験可能です（任用回数、年齢による応募制限はありません）。

### (2)勤務時間

#### 《フルタイム勤務》

○病棟勤務の場合は、1週38時間45分（週5日勤務）の変形労働時間制で、以下の交代制となります。

- ①日勤：8:30～17:15（早出7:00～15:45または遅出9:45～18:30若しくは12:15～21:00の場合あり）
- ②準夜：16:15～1:00
- ③深夜：0:30～9:15

○病棟勤務以外の場合は、1週38時間45分（週5日勤務）で、原則として8時30分から17時15分までです。

#### 《パートタイム勤務》

○病棟勤務の場合は、1週15時間30分～31時間（週2～4日勤務）の変形労働時間制で、以下の交代制となります。

- ①日勤：8:30～17:15（早出7:00～15:45または遅出9:45～18:30若しくは12:15～21:00の場合あり）
- ②準夜：16:15～1:00
- ③深夜：0:30～9:15

○病棟勤務以外の場合は、1週15時間30分～31時間（週2～4日勤務）で、原則として8時30分から17時15分までです。

※ 1日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中（年度内）は固定となります。

※ 年度途中でのフルタイム・パートタイムの切替え不可。

※ 交代制とは日や週、職員によって始業・終業時刻や休日等が異なることを指します。

### (3)休日

#### 《フルタイム勤務》

・土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です（病棟勤務の場合は、同日数が休日となります。）。

・年次有給休暇は20日以内です（採用から年度末までの期間により割落しされます。）。

#### 《パートタイム勤務》

土曜日、日曜日、月曜日から金曜日までの間で指定する日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です（病棟勤務の場合は、同日数が休日となります。）。

・年次有給休暇は10日（継続勤務期間により最大20日）以内です（採用から年度末までの期間及び1週当たりの勤務日の日数等により割落されます。）。

#### (4) 服務

特定業務職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

- ・ 服務の宣誓（第31条）
- ・ 秘密を守る義務（第34条）
- ・ 職務に専念する義務（第35条）
- ・ 政治的行為の制限（第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（第38条）

#### (5) 給与等

- ① フルタイム勤務の場合、看護師月額220,047円（2級5号給相当）～260,878円（2級39号給相当）、准看護師月額190,379円（1級5号給相当）～239,859円（1級39号給相当）（医療職給料表（三）を適用する定数内の職員として採用されたと仮定した場合に、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の規定に基づき、その者が受けることとなる初任給の号給を適用）の基本給が支給されます。
- ② パートタイム勤務の場合の月額、週当たりの勤務時間に応じて割り落とされます（下表参照）。
- ③ 令和7年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります（号給の上限に達した場合は、当該上限号給の額となります。）。

（年収モデル）

##### 【看護師】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年俸	②期末・勤勉手当	年収(①+②)	月額	③年俸	④期末・勤勉手当	年収(③+④)
7.75h	2日	15.5h	88,018	1,056,216	257,451	1,313,667	104,351	1,252,212	469,576	1,721,788
	3日	23.25h	132,028	1,584,336	386,180	1,970,516	156,526	1,878,312	704,366	2,582,678
	4日	31h	176,037	2,112,444	514,906	2,627,350	208,702	2,504,424	939,156	3,443,580
	5日	38.75h	220,047	2,640,564	643,636	3,284,200	260,878	3,130,536	1,173,948	4,304,484

##### 【准看護師】

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①年俸	②期末・勤勉手当	年収(①+②)	月額	③年俸	④期末・勤勉手当	年収(③+④)
7.75h	3日	23.25h	114,227	1,370,724	334,112	1,704,836	143,915	1,726,980	647,614	2,374,594
	5日	38.75h	190,379	2,284,548	556,857	2,841,405	239,859	2,878,308	1,079,364	3,957,672

※ 給与月額及び期末手当支給率は、改定されることがあります。

※ 標準的な場合を想定した試算額であり、任用期間や勤務状況等により、上記のとおりにならないことがあります。

- ④ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当等が支給されます。
- ⑤ 勤務時間等によって、社会保険（健康保険（地方職員共済組合）、厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険・労災保険（地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法による補償））が適用されます。
- ⑥ フルタイム勤務の場合は、継続勤務期間が12月を超えると、厚生年金保険も地方職員共済組合に加入します。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

## 8 試験結果の開示

(1)この試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立 子ども療育センター

(2)開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）に愛媛県立子ども療育センターへ直接お越しください。

(3)電話、はがき等による開示の請求はできません。

## 9 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立子ども療育センターへお問い合わせください。〔電話 089-955-5533〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。